

議案第百十六号

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年十一月二十六日

提出者 港区長 武井雅昭

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年港区条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「に支給する場合には百分の百十五、」を「及び」に、「百分の百二十」を「百分の百十五」に、「に支給する場合には百分の九十五、」を「及び」に、「百分の百を」を「百分の九十五を」に改め、同条第三項中「百分の百二十」とあるのは「百分の七十」と、「、十二月に支給する場合には百分の百」及び「、十二月に支給する場合には百分の六十」を削る。

第二条 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項本文中「及び」を「に支給する場合には百分の百十二・五、」に、

「百分の百十五」を「百分の百十七・五」に改め、同項ただし書中「及び」を「に支給する
場合においては百分の九十二・五、」に、「百分の九十五」を「百分の九十七・五」に改め、
同条第三項中「百分の百十五」を「百分の百十二・五」に、「百分の六十五」を「百分の六
十二・五」に、「百分の九十五」を「百分の百十七・五」に、「百分の五十五」を「百分の
六十七・五」と、「百分の九十二・五」とあるのは「百分の五十二・五」と、「百分の九十
七・五」とあるのは「百分の五十七・五」に改める。

付 則

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和三年四月一日から施行する。

（説 明）

幼稚園教育職員の期末手当の支給月数を改定するため、本案を提出いたします。